

## 海外ホットライン

次の国（地域）にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。海外ホットラインに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から（トールフリーダイヤル）			
アメリカ本土・ハワイ	1-833-950-0893	コロンビア	01-8009-812123
カナダ	1-833-907-6700	ブラジル	0800-761-0212
アルゼンチン	0800-777-0085	ペルー	0800-53-280
メキシコ	01-800-123-3308		
アジアから（トールフリーダイヤル ※一部ダイヤル直通）			
中国	4001-203739	インドネシア	007803-81-1-0038
香港	800-90-0356	タイ	1800-011-212
台湾	00801-81-2770	フィリピン	1-800-1-8110336
韓国	00798-81-1-0831	ベトナム	120-81-045
シンガポール	800-8110-824		
オセアニアから（トールフリーダイヤル）			
オーストラリア	1-800-718-264	ニュージーランド	0800-64-0363
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから（トールフリーダイヤル）			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144	チェコ	800-143-106
イギリス	0808-23-44567	デンマーク	8025-4536
イスラエル	1-80-946-5201	ドイツ	0800-1-80-2112
イタリア	800-7-83839	ハンガリー	06-800-21617
オーストリア	0800-298828	フランス・モナコ	0800-90-6165
ギリシャ	00-800-8113-0137	ベルギー	0800-1-2552
スイス	0800-89-5138	ポーランド	00-800-811-1219
スウェーデン	020-790-250	ポルトガル	800-8-81-040
スペイン	9009681-90	南アフリカ	0800-99-5549
ロシア	8-800-301-8861	ルクセンブルク	8002-6045
無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国または地域から			(81) 50-3820-1301
日本国内から	無料電話		0120-08-1572
	無料電話がご利用になれない場合		018-888-9547

※各電話番号については最新のものを記載しておりますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、**電話がつかない場合は(81) 50-3820-1301**へコレクトコールをご利用しておかけください。

※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。（コレクトコールのご利用をお勧めいたします。）

※地域・電話機の種類（公衆電話、携帯電話等）・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。

トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。

※番号は2023年9月現在のものです。

海外ホットラインご利用の際には、MUFGカード会員であることおよび「氏名」、「年令」、「性別」、「MUFGカード番号及び有効期限」をはっきりとお伝え下さい。

本冊子はご旅行の際に必ずお持ち下さい。

# ACCIDENT INSURANCE

一般カード／学生カード（提携）  
付帯保険のご案内

## 付帯保険のご案内

一般カード／学生カード会員の方に海外旅行傷害保険が適用(付帯)されるためには、下記の利用条件を満たす必要があります。

### 海外旅行傷害保険(利用条件付)の適用条件

海外旅行に関する所定の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が付帯されます。

※所定の料金とは

- ①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にカードをご利用いただいた場合に限りです。

三菱UFJニコス(株)を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。本小冊子は、保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

#### ■保険の内容について

本小冊子は、本カードに付帯される保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン(株)の保険約款によります。保険(補償)内容は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 目次

海外旅行傷害保険被保険者証	2
付帯保険一覧	3
海外旅行傷害保険の補償内容	5
国内旅行傷害保険の補償内容	7
保険金をお支払いできない主な場合	9
ショッピング保険の補償内容	10
保険金の請求について	11
海外ホットラインのご利用について*	13
コレクトコールのかけ方	14

\*海外旅行傷害保険の適用条件を満たしていない方はご利用できません。

### 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

### 事故時の連絡先

損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク

(24時間年中無休) ☎0120-786-661

### お問合せ先

カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関して  
MUFGカードコールセンター

☎0570-050535または03-5489-6165

受付時間／9:00～17:00(無休・年末年始は休み)

※お電話の際、お手元にMUFGカードをご用意ください。

各保険の詳細に関して(取扱代理店)

エスティ保険サービス株式会社 ☎0120-515-455

受付時間／9:00～17:00(土・日・祝・年末年始休)

## 海外旅行傷害保険被保険者証

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

被保険者証番号:一般カード・学生カード会員番号

被保険者:一般カード・学生カード会員(本会員・家族会員)

補償期間:一般カード・学生カード会員としてご入会日以降にご出発される海外旅行(渡航)より対象とし、一般カード会員である期間。ただし、補償期間は日本を出国した日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時まで、かつ自宅を出発してから帰宅するまでとし、1回の旅行につき、日本を出国してから最長90日を限度とします。

INSURED NO.: MUFG CARD NO.

INSURED: MUFG CARD CARDHOLDER

POLICY PERIOD: Policy period is 90days attached from 0:00 a.m. on the day preceding insured's departure date and expires at 12:00 p.m. on the day after return date.

EFFECTIVE DATE: The effective date of coverage will be 12:00 midnight day preceding departure date and expiring 12:00 midnight day after return date.

(E.G.)If departure is on Oct.11th and return Oct.28th,the effective date of coverage will be 0:00 a.m. Oct.10th and expiring 12:00 p.m. Oct.29th.

補償内容(COVERAGE)	保険金額(AMOUNT INSURED)
傷害による死亡・後遺障害 (INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY)	2,000万円 (¥20,000,000)
傷害による治療費用 (INJURY MEDICAL EXPENSES)	100万円 (¥1,000,000)
疾病による治療費用 (SICKNESS MEDICAL EXPENSES)	100万円 (¥1,000,000)
携行品の損害(1事故免責3,000円) (BAGGAGE [deductible ¥3,000])	1旅行 20万円 (¥200,000 per travelling)
	保険期間中 100万円限度 (¥1,000,000 annual aggregate)
賠償責任 (LIABILITY)	2,000万円 (¥20,000,000)
救援者費用 (RESCUER'S EXPENSES)	100万円 (¥1,000,000)

損害保険ジャパン(株)は上記のとおり一般カード・学生カードの会員であるあなたが、三菱UFJニコス株式会社を保険契約者とする海外旅行傷害保険の被保険者であることを証明します。

This is to certify that "MUFG CARD OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are a MUFG CARD cardholder.

Sompo Japan Insurance, Inc.

# 付帯保険一覧

## I. 海外旅行傷害保険 (利用条件付)

- 被保険者：一般カード・学生カード本会員および家族会員  
 適用条件：被保険者が「搭乗する公共交通乗用具」または「参加する募集型企画旅行」の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた海外旅行を対象とします。(募集型企画旅行は、日本出国前にカードをご利用いただいた場合に限ります。)
- 補償期間：本カード会員が上記対象となる海外旅行を開始し、かつその料金のお支払いに本カードをご利用いただいた時以降の当該旅行期間を補償します。  
 ただし、1回の旅行の補償期間は、次の期間をもって限度とします。
- ① 日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、日本出国時からその日を含めて90日目の午後12時までの旅行期間
  - ② ①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いに本カードをご利用いただいた場合は、最初の利用時からその日を含めて90日目の午後12時までの旅行期間
- (注) 旅行期間については6ページをご確認ください。

補償内容：

補償内容	保険金額 (限度額)
傷害による死亡・後遺障害	最高 2,000万円
傷害による治療費用	100万円
疾病による治療費用	100万円
携行品の損害 (自己負担額：1事故につき3,000円)	1旅行につき 20万円 保険期間中 100万円
賠償責任	2,000万円
救済者費用	100万円

☆詳細は5、6、9ページをご覧ください。

## II. 国内旅行傷害保険 (利用条件付)

本カード会員の方が、国内でのホテル・航空券などの利用代金を事前に本カードにより支払われた場合、本カード会員とご家族に下記の補償を付帯します。

補償内容	保険金額	
航空機に乗客として搭乗中の事故によるケガ	死亡・後遺障害	最高 1,000万円
公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ		
宿泊施設に宿泊中の火災・爆発事故によるケガ	入院	入院1日につき 3,000円
宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の事故によるケガ		

☆詳細は7、8、9ページをご覧ください。

## III. ショッピング保険 (動産総合保険)

本カード会員の方が、国内外を問わず本カードを利用して購入した物品が、購入日よりその日を含めて90日以内に偶然な事故によって破損したり、盗難にあった場合などに補償の対象とします。

保険金額 (年間限度額)	補償期間	自己負担額
200万円	購入日よりその日を含めて90日以内	1回の事故につき 3,000円

☆詳細は10ページをご覧ください。

### 1 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合(他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス㈱へご照会ください。)

#### (1) 本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合

① 死亡・後遺障害保険金  
 他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

② その他の保険金  
 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

#### (2) MUFGカードのみを複数お持ちの場合

① 死亡・後遺障害保険金  
 個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。

② その他の保険金  
 複数枚のブランドをお持ちの場合は\*、合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

\*Visa・Mastercardを両方お持ちの場合は、適用する保険金額は1枚分とします。

#### (注) 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

① 死亡・後遺障害保険金  
 原則として合算金額とします。(ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは1ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。)

② その他の保険金  
 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

### 2 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

① 死亡・後遺障害保険金  
 本付帯保険の保険金額(クレジットカード複数保有の場合、上記①ご参照)と、任意加入保険の保険金額を合算します。

② その他の保険金  
 合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

### 3 海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がお存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

- ・被保険者の配偶者
- ・配偶者がいないときは3親等以内の親族

### 4 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。



# 海外旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付 (実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン様と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担保項目	補償する場合	補償する保険金	保険金額 (限度額)										
傷害	<p>被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、事故発生日からその日を含めて180日以内に</p> <p>①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合</p>	<p>保険金額の100% その程度に応じて保険金額の4%~100%</p> <p>①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。</p>	2,000万円										
	<p>被保険者が補償期間中の偶然な事故によりケガをして、医師の治療を受けた場合</p>	<p>治療に要した次の費用のうち実際に支出された金額</p> <p>●医師の診察費、処置費、手術料 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院・通院のための交通費 ●入院費 ●入院不可能時のホテル客室料 ●病院までの緊急移送費 ●医師の指示による転院費用 ●治療のための通訳雇入費用 ●入院諸雑費(身の回り品購入費5万円、国際電話料とあわせて20万円限度) ●旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>●医師の診断書費用</p> <p>ただし、ケガの場合は事故発生日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。</p> <p>※治療費用保険金については、社会保険等公的制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払い対象としません。</p>	100万円										
疾病	<p>●被保険者が補償期間中に発病し(または補償期間中に原因が発生した病気を補償期間終了後に発病し)、補償期間終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合</p> <p>●被保険者が補償期間中に感染した特定の感染症(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症)を直接の原因として、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合</p>	<p>損害額から自己負担額3,000円を引いた額</p> <p>1個または1対につき10万円を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い方を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を限度、乗車船券・航空券、現地での渡航書発行費用または現地でのパスポート再発行費用は5万円を限度とします。</p>	100万円										
5	携行品損害	<p>被保険者が所有かつ携行する身の回り品(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。)が補償期間中に盗まれたり事故によりこわれたりした場合</p>	<p>1旅行につき 20万円 保険期間中 100万円</p>	6									
	賠償責任	<p>被保険者が補償期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの(レンタル業者から賃借した旅行用品を含む)をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合</p>	<p>●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●訴訟費用 ●弁護士報酬 ●仲裁・和解・調停に要した費用 (注)事前に損害保険ジャパン様の承認を必要とします。</p>	2,000万円									
	救護者費用	<p>被保険者が補償期間中に</p> <p>●ケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは3日以上継続して入院をした場合</p> <p>●病気により死亡した場合または補償期間中に発病し医師の治療を受け補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>●発病し医師の治療を受け3日以上継続して入院をした場合</p> <p>●事故により遭難(生死不明ならびに航空機、船舶の行方不明を含む)した場合</p>	<p>被保険者および親族の方が実際に支出された次の費用(保険期間を通じて保険金額限度)</p> <p>①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救護者1名につき14日分まで) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。(100万円限度)</p> <p>上記②から④の費用は下表の金額を限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>②の交通費、③の客室費</th> <th>④の諸経費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3日~6日継続入院の場合</td> <td>救護者1名分</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>7日以上継続入院の場合</td> <td>救護者3名分</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table>		②の交通費、③の客室費	④の諸経費等	3日~6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円	7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円	100万円
	②の交通費、③の客室費	④の諸経費等											
3日~6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円											
7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円											

## ご注意

3ページ記載の旅行期間とは旅行のため住居を出発したときから住居に帰着するまでの間で、日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

## 国内旅行傷害保険の補償内容

カード利用条件付(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン(株)と締結した保険契約の約款・各特約にもとづきます。)

担保項目	補償する場合/保険金額	本カードのご利用内容	左記利用に対応する補償内容
死亡 後遺障害  傷害  手術	カード会員およびそのご家族が日本国内を旅行中、右記のケガにより事故発生日からその日を含めて180日以内に ●死亡した場合…………… <b>1,000万円</b> ●後遺障害が生じた場合……………その程度に応じて <b>40万円～1,000万円</b>	①国内航空券の本カードによる購入 ②航空券チケットレスサービスの本カードによる利用 ③公共交通乗用具の乗車券の本カードによる購入	当該航空機に乗客として搭乗中の事故によるケガ  当該公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故によるケガ
	カード会員およびそのご家族が、日本国内で右記のケガにより ●入院した場合……………入院1日につき <b>3,000円</b>	④宿泊クーポンの本カードによる購入 ⑤宿泊料金のチェックイン以前の本カードによる前払(事前に宿泊予約が必要)	当該宿泊施設(旅館・ホテル等)に宿泊中の火災・破裂・爆発事故によるケガ
	●手術を受けられた場合… 入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍(ただし1事故につき1回の手術に限ります。)	⑥旅行代理店やツアーデスク等より宿泊を予約し、かつその宿泊料金を本カードにより支払った場合 ⑦宿泊を伴う募集型企画旅行クーポンの本カードによる購入	当該募集型企画旅行参加中の事故によるケガ

### ご注意

- 入院保険金・手術保険金は事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象としません。
- 航空機搭乗中の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内および不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中における傷害事故を含みます。
- 〔公共交通乗用具〕とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。
- 〔公共交通乗用具の乗車券〕には、定期券、オレンジカード等のプライベートカード、回数券は含まれません。
- 〔募集型企画旅行〕とは、あらかじめ旅行の目的地・日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に定める旅行)をいい、一般的に会社の慰安旅行や業務出張などは募集型企画旅行とはなりません。詳しくは旅行代金を本カードでお支払いいただく際

にご確認ください。

- 〔募集型企画旅行に参加中〕とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の交通・宿泊機関等(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。)を利用した時から最後の交通・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。また、当該募集型企画旅行の日程に、旅行会社の手配による交通機関・宿泊施設等のサービス提供を一切受けけない日は除きます。(標準旅行業約款に基づく補償金および見舞金の支払いが行われない旨が契約書面に明示された場合)
- カードの利用は、直接本人が行っていない場合も有効です。  
(例) 家族会員がカードを利用して航空券を購入し、本会員がその航空券を利用して航空機搭乗中に事故にあった。
- 補償の対象となる家族(家族特約対象者)とは、会員の配偶者、同居の親族および未婚の子をいいます。



# 保険金をお支払いできない主な場合

## ① 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険共通

傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転</li> <li>○被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染</li> <li>○もつうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの</li> <li>○危険な運動(ビックル、アイゼンなど)を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など中の事故</li> <li>○歯科治療</li> <li>※国内旅行傷害保険の場合は地震・噴火・津波によるケガは補償できません。</li> </ul>
----	---

## ② 海外旅行傷害保険

疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>○被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為</li> <li>○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病</li> <li>○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染</li> <li>○旅行出発前より発病している疾病</li> <li>○ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山中に発病した高山病</li> </ul>
携行品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>○電氣的・機械的事故</li> <li>○単なる外觀の損傷で機能に支障をきたさない損害</li> <li>○携行品の欠陥または自然の消耗</li> <li>○携行品の置忘れまたは紛失</li> <li>○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染</li> <li>○差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。)</li> <li>○危険な運動(ビックル、アイゼンなど)を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など中のその運動固有の用具の損害</li> <li>☆次のような携行品に生じた損害             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、小切手、プリペイドカード、有価証券等/クレジットカード、預金証書等/帳簿、図面等/ヨット、ボート、自動車、オートバイ等/商品・業務用機器/義歯、義肢、コンタクトレンズ/動物、植物/ウインドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具</li> </ul> </li> </ul>
賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者の故意、心神喪失、暴行、殴打</li> <li>○被保険者の職務遂行に直接起因する事故</li> <li>○被保険者の親族に対する事故</li> <li>○被保険者が所有・使用・管理する財物に対する事故(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用了た旅行用品などは除きます。)</li> <li>○自動車、航空機、船舶、銃器、不動産の所有・使用または管理に起因する事故</li> </ul>
救済者費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>○被保険者の闘争行為、犯罪行為、酒酔運転、無資格運転、自殺行為(死亡の場合を除く)</li> <li>○被保険者の妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病(死亡の場合を除く)</li> <li>○戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染</li> <li>○歯科治療</li> <li>○危険な運動(ビックル、アイゼンなど)を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など中の事故</li> </ul>

# ショッピング保険(動産総合保険)の補償内容

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン㈱と締結した保険契約の約款にもとづきます。)

保険金のご請求には、カードの売上票が必要です。

保険金をお支払いする場合	<p>被保険者(本会員・家族会員)が、本カードを利用して商品を購入し、購入日(配達等による場合は受取日)よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然的事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利をもってしている方。</p>
保険金をお支払いしない場合	<p>被保険者(本会員・家族会員)1名あたりの年間限度額を200万円とし、本カードのご利用額(修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額)から、自己負担額3,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>次のような原因により生じた損害。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害。</li> <li>② 被保険者と同じ世帯の親族の故意に起因する損害。</li> <li>③ 補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。</li> <li>④ 補償の対象となる商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。</li> <li>⑤ 加工(修理を除く。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。</li> <li>⑥ 戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害。</li> <li>⑦ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。</li> <li>⑧ 核燃料物質(使用済燃料を含む。)もしくは核燃料物質によって汚染された物品(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。</li> <li>⑨ 電氣的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合はこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。</li> <li>⑩ 詐欺または横領に起因して生じた損害。</li> <li>⑪ 置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。</li> <li>⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。</li> <li>⑬ 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。</li> <li>⑭ 補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。</li> <li>⑮ 会員規約違反により購入した物品の損害</li> </ol>
補償の対象とならない主な商品	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品</li> <li>② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品</li> <li>③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの</li> <li>④ 現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット</li> <li>⑤ 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの</li> <li>⑥ 動物および植物</li> <li>⑦ 携帯電話・ポケットベル等の携帯型通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>⑧ 食料品</li> <li>⑨ デジタルコンテンツ</li> </ol> <p>注 ギフトカードにて購入した物品は対象としません。</p>

# 保険金の請求について

## ① 保険金の請求の手続について

補償期間中に万一事故にあわれた場合は事故発生の日から30日以内に事故の報告を行ってください。

### A. 海外で請求する場合

裏表紙の海外ホットラインにご連絡ください。

### B. 帰国後国内で請求する場合ならびに国内の事故の場合

それぞれの必要な書類をお持ち帰りのうえ下記の保険会社窓口へご連絡し保険金請求の手続を行ってください。

#### 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事）

#### 事故時の連絡先

損保ジャパンMUFUGカード事故受付デスク

（24時間年中無休）

☎0120-786-661

## ② 保険金請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でも手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金種類 (治療費用保険金・携行品損害保険金・死亡保険金(傷害)・後遺障害保険金・救済者費用等保険金・賠償責任保険金)	海外での事故				日本国内での事故				
	対人	対物	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金(傷害)	入院保険金(傷害)	シヨッピング保険金	死亡保険金(傷害)	後遺障害保険金(傷害)	入院保険金(傷害)
保険金請求書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※ 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○			
現地でしか手配できない書類									
医師の診断書	○				○			○	
治療費の明細書および領収書	○				○				
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)			○		○		○		
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類	○				○				
示談書	○				○	○			
示談金額収書	○					○			
損害額(修理費等)を証明する書類						○			
※ 損害品明細書		○							○
損害額を証明する書類		○							○
戸籍謄本					○		○		
※ 委任状			○				○		
※ 後遺障害診断書				○		○		○	
損害状況を示す写真		○				○			○
売上伝票(お客様控)		○							○
旅行代金等をお支払いいただいたことを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### ご注意

- 印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。(例、空港でスーツケースをうけた際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。)
- ※印は保険会社所定の用紙があるものです。
- 上記各書類中(コピー)と書いてあるもの以外は、コピーしたものではありません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。
- 海外治療費用保険金、国内入院保険金について、請求額が30万円以下の場合、診断書は原則として省略可能です。
- 診断書・事故証明書等の発行手数料は保険金お支払いの対象外です。(ただし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャパン(株)に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。)
- 盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者証明が必要です。
- 海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。
- 写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払いの対象外です。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

